

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活支援助成券交付事業	①物価高の影響を受けている町民への食料品購入等に対する支援として、地域で利用できる商品券を配布し、負担軽減を図る。 ②生活支援助成券の配付 ③1人あたり10千円×2,200人、事務費950千円、財源：一般財源1,858千円充当 ④全町民	R8.1	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	遠別町簡易水道事業会計繰出(国R6補正予算分)	①物価高の影響を受けている町民及び事業者(国・道・市町村の公共施設等は除く)への支援として、水道基本料金を減免し、負担軽減を図る。 ②遠別町簡易水道事業会計に補助し、水道基本料金の減免に要する費用を交付対象経費とする。 ③基本料金2,100円×1,145栓≒2,404千円×9ヶ月、基本料金5,700円×45栓≒256千円×9ヶ月、基本料金3,400円×55栓=187千円×9ヶ月、基本料金3,300円×40栓=132千円×9ヶ月、基本料金1,400円×15栓=21千円×9ヶ月(計27,000千円のうち国R6補正予算分として23,751千円)、財源：一般財源2,881千円充当 ④町内約1,300栓	R7.4	R7.12
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金助成事業(国R6補正予算分)	①物価高の影響を受けている町民への支援として、隣町から給水している町民に対し、水道基本料金を助成し、負担軽減を図る。 ②水道基本料金の助成に要する費用 ③基本料金3,300円×1戸×9ヶ月(計30千円のうち国R6補正予算分として27千円)、財源：一般財源2千円充当 ④町民1世帯	R7.4	R7.12
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	遠別町簡易水道事業会計繰出(国R7予備費分)	①物価高の影響を受けている町民及び事業者(国・道・市町村の公共施設等は除く)への支援として、水道基本料金を減免し、負担軽減を図る。 ②遠別町簡易水道事業会計に補助し、水道基本料金の減免に要する費用を交付対象経費とする。 ③基本料金2,100円×1,145栓≒2,404千円×9ヶ月、基本料金5,700円×45栓≒256千円×9ヶ月、基本料金3,400円×55栓=187千円×9ヶ月、基本料金3,300円×40栓=132千円×9ヶ月、基本料金1,400円×15栓=21千円×9ヶ月(計27,000千円のうち国R7予備費分として3,249千円) ④町内約1,300栓	R7.4	R7.12
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金助成事業(国R7予備費分)	①物価高の影響を受けている町民への支援として、隣町から給水している町民に対し、水道基本料金を助成し、負担軽減を図る。 ②水道基本料金の助成に要する費用 ③基本料金3,300円×1戸×9ヶ月(計30千円のうち国R7予備費分として3千円) ④町民1世帯	R7.4	R7.12
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	遠別町簡易水道事業会計繰出(国R7補正予算分)	①物価高の影響を受けている町民及び事業者(国・道・市町村の公共施設等は除く)への支援として、水道基本料金を減免し、負担軽減を図る。 ②遠別町簡易水道事業会計に補助し、水道基本料金の減免に要する費用を交付対象経費とする。 ③基本料金2,100円×1,145栓≒2,404千円×3ヶ月、基本料金5,700円×45栓≒256千円×3ヶ月、基本料金3,400円×55栓=187千円×3ヶ月、基本料金3,300円×40栓=132千円×3ヶ月、基本料金1,400円×15栓=21千円×3ヶ月、財源：一般財源600千円充当 ④町内約1,300栓	R8.1	R8.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金助成事業(国R7補正予算分)	①物価高の影響を受けている町民への支援として、隣町から給水している町民に対し、水道基本料金を助成し、負担軽減を図る。 ②水道基本料金の助成に要する費用 ③基本料金3,300円×1戸×3ヶ月、財源：一般財源2千円充当 ④町民1世帯	R8.1	R8.3